

○寡婦（夫）控除等のみなし適用について

（１）寡婦（夫）控除等のみなし適用とは？

婚姻歴のないひとり親は、婚姻関係にある配偶者と死別・離別した方に適用される税法上の寡婦（夫）控除等の対象になりません。

そのため、行政サービスの利用者負担額や給付額のうち、利用者の所得等に応じて決定するものについては、婚姻歴の有無により差が生じています。

そこで、婚姻歴のないひとり親の方が「横須賀市私立幼稚園就園奨励費補助制度」を利用するときに、申請に基づき、寡婦（夫）控除等があるものとみなして所得等の計算をすることでこの差を解消し、子育てを経済的に支援します。

なお、みなし適用は、事業を利用する際の所得等の審査について行うもので、所得税や市町村民税額そのものは変わりません。

（２）対象者

平成30年12月31日時点で婚姻歴（事実婚を含む。）のないひとり親の方で、次の①または②に該当する方です。（生活保護を受けているなど、非課税の方は対象外です。）

- ①20歳未満の税法上の扶養親族または生計を一にする子がいる母
- ②20歳未満の生計を一にする子がいる父（合計所得金額が 500万円以下の方）

（３）みなし適用の対象者確認の申請

みなし適用を受けるためには、対象者であることの市長の確認が必要です。

市（こども育成部幼保児童施設課）に、次の①～③の必要書類を提出してください。

- ①寡婦（夫）控除等のみなし適用対象確認申請書（市のホームページからダウンロードできます。）
- ②ひとり親の方の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書、平成31年1月1日以降に発行されたもの）（有効期間内の「児童扶養手当証書」にかえることもできます。）
- ③令和元年度の住民税課税（所得）証明書（平成31年1月1日の住所が市外にあった方）（「令和元年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」または「令和元年度市町村民税・県民税納税通知書」にかえることもできます。）

※ この申請は、「横須賀市私立幼稚園就園奨励費補助制度」に係るみなし適用の対象者の確認に関するものです。別に利用する事業がある場合は事業ごとの申請が必要です。

なお、対象者の確認は、令和元年度所得について行うもののため、来年度以降の所得について引続きみなし適用を希望する場合は、あらためて申請が必要です。

○ひとり親世帯・下記の手帳の交付を受けた世帯

「ひとり親世帯等」とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯です。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療養手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

※ひとり親世帯の認定は、戸籍上で離婚が成立している世帯です。

調停中、別居中では、ひとり親世帯と認定はできません。